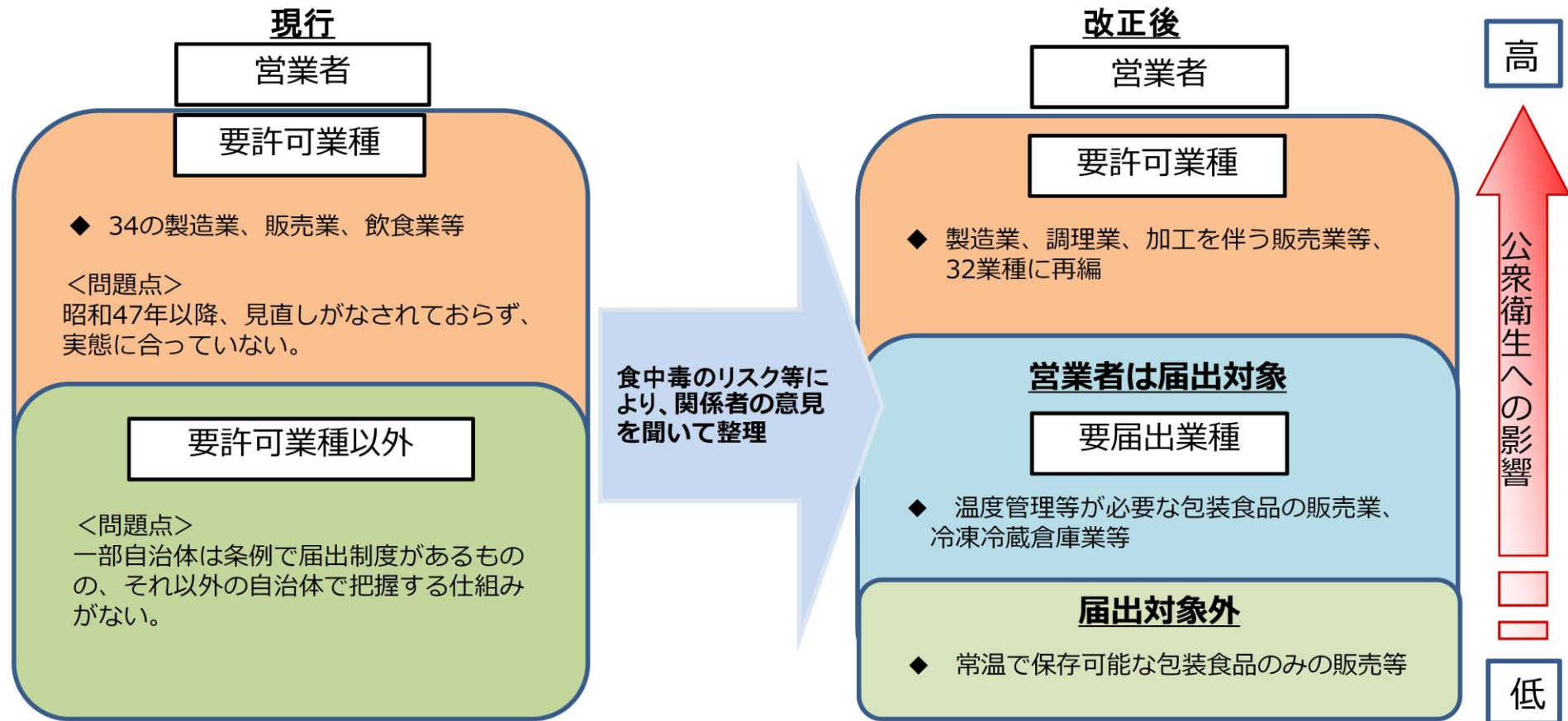


営業届出制度の創設と営業許可制度の見直し

# 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

## 営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。  
ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



## 公衆衛生に与える影響が少ない営業

- 公衆衛生に与える影響が少ない(食品衛生上のリスクが低い)営業として規定されている以下の業を営む者については、営業の届出は不要です。
  - ① 食品又は添加物の輸入業
  - ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。)
  - ③ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
  - ④ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
  - ⑤ 器具容器包装の輸入又は販売業
- 上記のうち、①～③及び⑤の営業者については、法第50条の2第2項に基づく衛生管理計画及び手順書の作成も不要です。
- このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部と見なせる行為(出荷前の調製等)についても、営業届出及び衛生管理計画・手順書の作成は不要です。

# 採取業の範囲について（農業）

業種（業態）又は品目	採取業の範囲	備考
室内で農産物の生産（レタス、もやし、キノコ等）	○	
収穫した農産物の洗浄	○	
屋外・室内で生産された農産物のパック詰め（カットなし）	○	
野菜等の調整（皮剥き、根切り、下端落とし、ヘタ取り、袋詰め、冷蔵・冷凍処理、キュアリング等の形状変化を伴わない出荷調整）	○	
野菜等の簡易な加工（4分割、8分割した後ラップ等で包装）	○	
消費の利便性のために行う調理や切断（茹で野菜、カット野菜、千切り等）	X	
収穫後の農林産物の保管（冷蔵冷凍含む）及び集出荷施設までの輸送	○	
農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売	○	出荷に当たる
農業者自ら生産したものを未加工で直売（庭先、直売所、通信販売等）	○	出荷に当たる
観光農園（収穫体験の提供）ブドウ狩り等	○	
収穫した農林産物の輸送（集出荷施設～卸売～小売の輸送）	集出荷施設～卸売り ○	卸売市場以降は営業（ただし輸送業の届出は不要）
	卸売～小売り X	
米穀卸売業、小売業（精米を行う場合、精米を行わない場合）	X	
生産者団体が行う農畜産物の販売（いわゆる小売り）	X	

# 採取業の範囲について（農業）

業種（業態）又は品目	採取業の範囲	備考
農産物の天日干し・乾燥	○	
乾燥キノコの生産	○	
乾燥キノコの加工（スライス等）	X	
一次加工作業（塩蔵）作業（例：梅干し原料の白梅、桜餅原料の桜葉）	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
干し柿の製造	X	
干し芋の製造	X	
切り干し大根の製造	X	
はちみつの精製	X	
荒茶の生産	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
荒茶の仕上げ加工（仕上げ茶の製造）	X	
水煮パックの製造	X	
ジャム類製造	X	
漬物の製造	X	

# 採取業の範囲について（採卵養鶏業）

業種（業態）又は品目	採取業の範囲	備考
農業者自ら採卵した卵をGPセンターに販売	○	GPセンターは要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵せずに小売店舗へ販売	○	
農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売	X	簡易な洗浄程度は採取業
農業者自ら採卵した卵を未加工で直売（庭先、直売所、通信販売等）	○	出荷に当たる
生産者団体が行う卵の販売（いわゆる小売り）	X	
茹で卵	X	

# 採取業の範囲について（水産業）

業種（業態）又は品目	採取業の範囲	備考
水産物を生きたまま出荷又は販売	○	
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷凍・冷凍等	○	採取～市場又は業者への出荷までの業態における考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、○であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。
漁業者が水産物を切り身、むき身※1 例：魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身	X X ○	
魚業者が水産物を天日干し 例：昆布 干し魚	○ ○	
漁業者が水産物（海藻）を出荷のために塩蔵 例：わかめ もずく	○ ○	※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びかきのむき身は営業の対象
漁業者が水産物を釜茹で※2 例：わかめ ゆでたこ 釜揚げしらす	○ X X	※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を直売所、道の駅等の場所を借りて販売	△	漁業者又は直売所、道の駅等のいずれかの魚介類販売業の取得が必要
漁業者が水産物を店舗を設けて販売	X	

## 営業届出制度の創設

- 原則、全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届出をする必要があります。
- 届出する内容は、届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名です。
- 許可とは異なり、要件（施設基準）はありません。
- 更新の必要はありません。
- 廃業した場合は、届け出てください。
- 施行は令和3年6月1日からです。既に営業中の事業者は施行から6ヶ月以内（令和3年11月30日まで）に届出してください。施行前に届け出ることも可能です（詳しくは「食品衛生申請等システム」で紹介）。



# 届出業種

(主な業種例)

- ・食肉販売業（包装済みの食品のみの販売）
- ・魚介類販売業（包装済みの食品のみの販売）
- ・乳類販売業
- ・氷雪販売業
- ・コップ式自動販売機（自動洗浄、屋内設置）
- ・弁当販売業
- ・野菜果物販売業
- ・米穀類販売業
- ・コンビニエンスストア
- ・百貨店、総合スーパー
- ・自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄、屋内設置）及び営業許可対象を除く）
- ・いわゆる健康食品の製造、加工業
- ・コーヒー製造、加工業
- ・製茶業
- ・海藻製造、加工業
- ・卵選別包装業
- ・集団給食施設（1回の提供食数が20食程度以上）※1
- ・器具、容器包装の製造、加工業（合成樹脂製が使用されたものに限る）※2

(※1) 集団給食施設の調理を外部業者が受託する場合、飲食店営業許可が必要

(※2) 器具、容器包装の製造、加工業については、「HACCPに沿った衛生管理」は対象外

- 1 改正食品衛生法の施行時（2021年6月1日）に、届出に移行する旧食品衛生法の営業許可を取得している場合、施行日に届出されたものとみなされ、**改めて届出は必要はない。**
- 2 愛知県食品衛生条例に基づく営業届出をしている施設については、条例による届出から法律による届出に制度が変更されるため、**改めて届出が必要。**
- 3 施行日（2021年6月1日）以前に、**事前届出**することも可能。
- 4 届出後に届出事項に変更があった際には**変更届**、施設を廃止した際には**廃止届**が必要。
- 5 複数の業種がある場合は、**代表的な業種**で届出。
- 6 **許可を取得している場合でも**、届出業種に該当する営業を営む場合は、**別に届出が必要。**

# 集団給食施設の扱い

- 学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する集団給食施設の設置者又は管理者については、**営業届出の対象**。（ただし、1回の提供食数が20食程度未満の少数特定の者に食品を供与する、営業以外の施設は届出不要）
- これらの施設が、外部事業者調理業務を委託している場合、**受託事業者は飲食店営業許可を取得しなければならない**。（既に受託している場合は、法施行までに許可を取得する必要がある）

【外部事業者が調理業務を受託した場合の許可要否（厚生労働省Q&A 案）】

施設の種類	委託内容				許可の要否
	献立作成	材料調達	調理	衛生管理手順の作成	
学校	X	X	○	X	○
	X	X	○	○	
	○	○	○	X	
病院	X	○	○	△	

# 営業許可業種の見直しの考え方

- 食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況等を踏まえ、許可業種を再編

→漬物製造業、水産食品製造業、液卵製造業等を新たな許可業種として設定

→現行の許可業種のうち、リスクが低いと考えられる一部の許可業種は届出の対象へ(例:乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業・魚介類販売業の一部)

- 原則、一施設一許可となるよう、

- 一つの許可業種で取り扱える食品の範囲を拡大

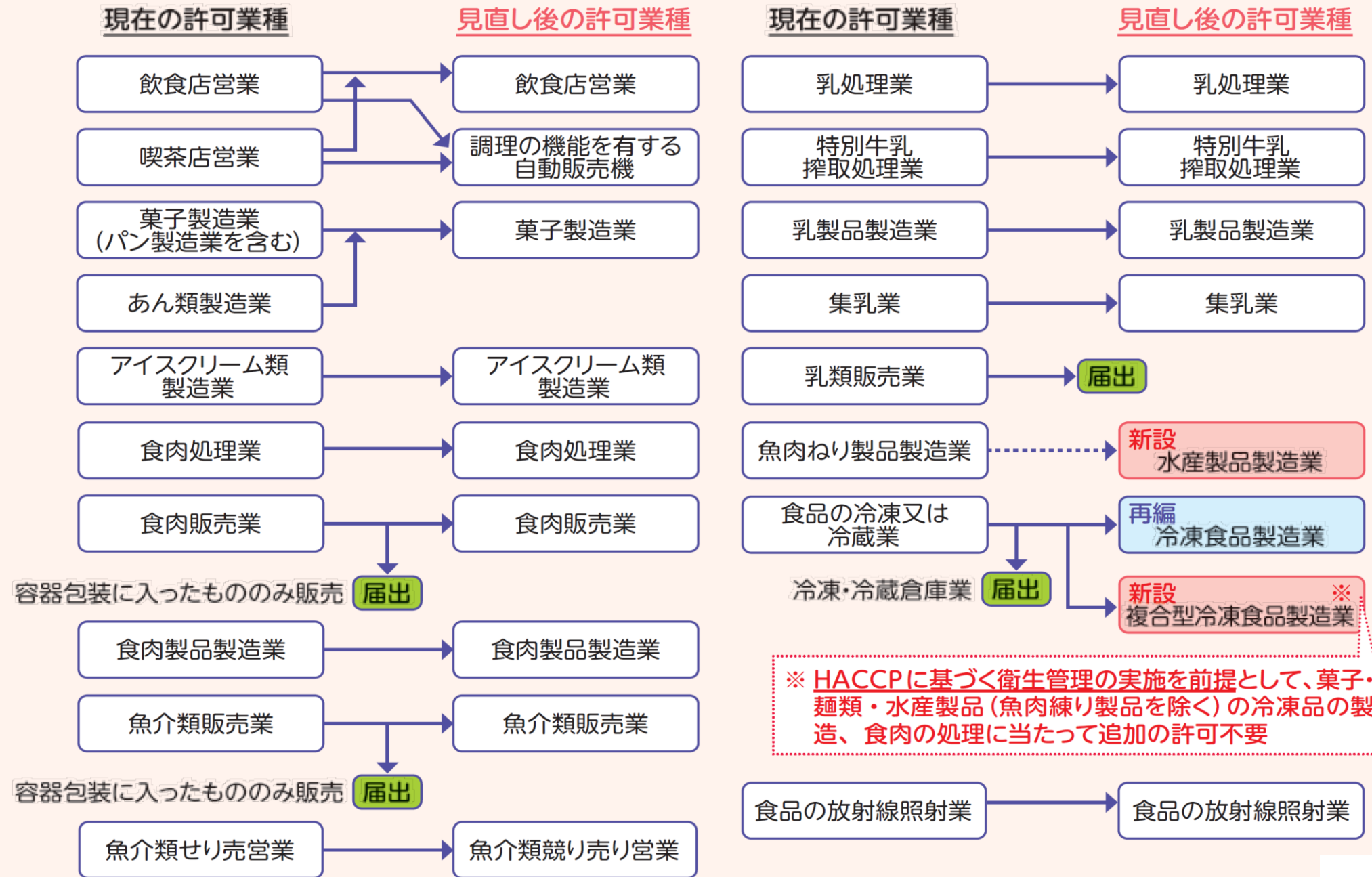
→例①:菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合、そうざい製造業や飲食店営業の許可は不要

→例②:清涼飲料水製造業を取得している施設が生乳を使用しない乳飲料を製造する場合、乳製品製造業の許可は不要

- 原材料や製造工程が共通する業種を統合

→例:みそ製造業と醤油製造業を統合して「みそ又はしょうゆ製造業」

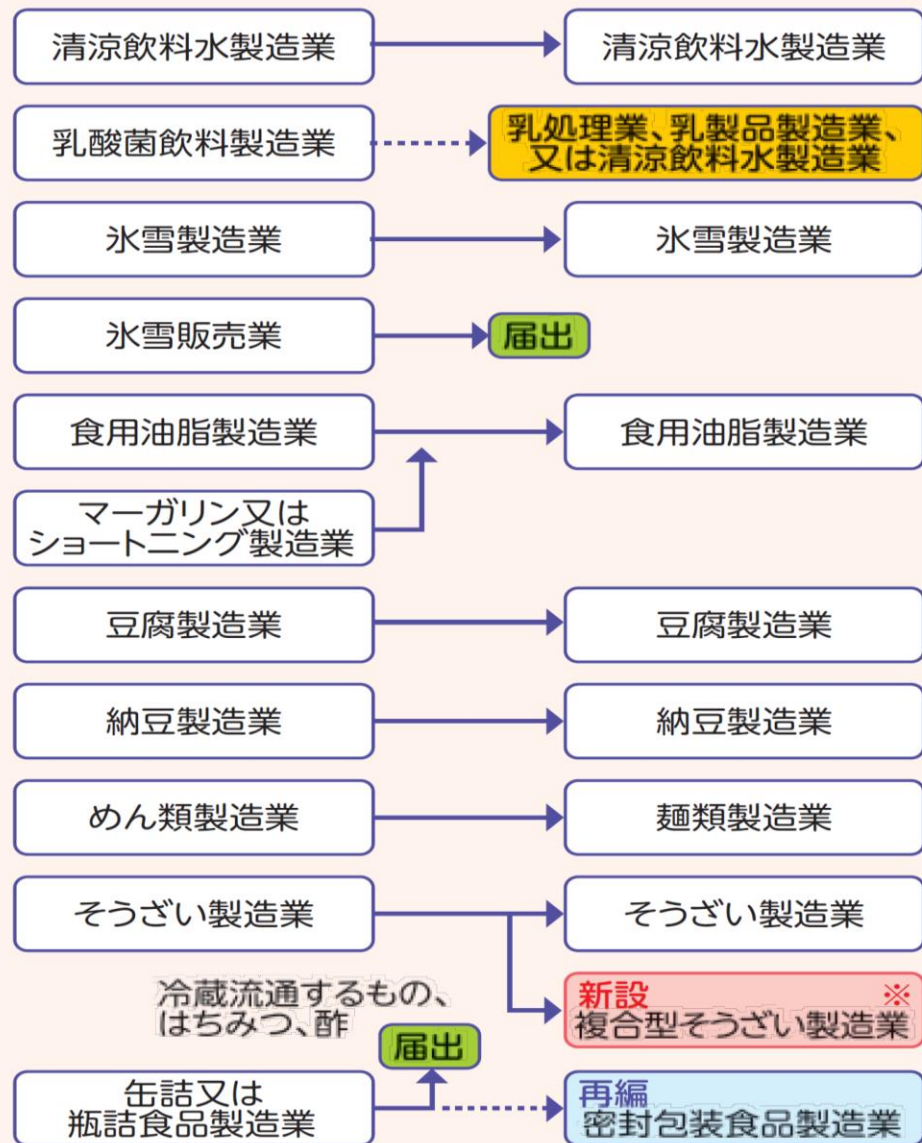
# 営業許可業種の見直し①



# 営業許可業種の見直し②

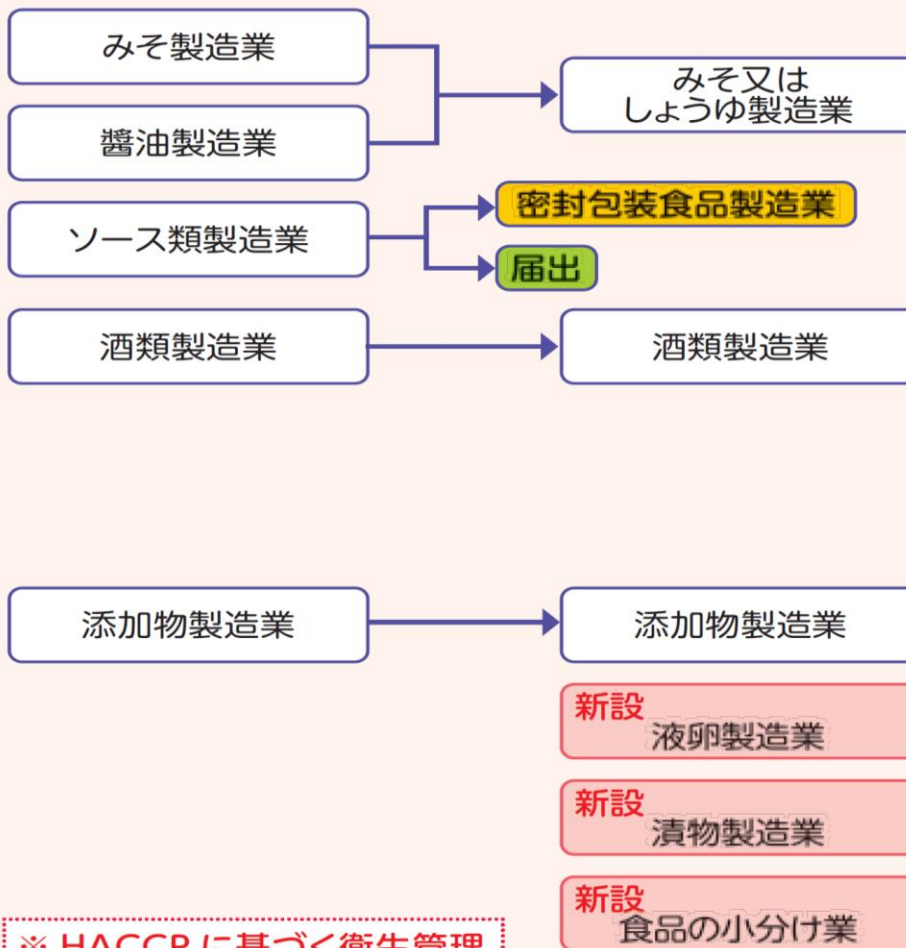
## 現在の許可業種

## 見直し後の許可業種



## 現在の許可業種

## 見直し後の許可業種



※ HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品(魚肉練り製品を除く)の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

# 営業許可業種の見直し・営業届出制度の創設に伴う経過措置について

- 営業許可業種の見直し・営業届出制度の創設により、
  - ・ 許可業種の名称や区分が変更になる
  - ・ 新たに営業許可の対象になる
  - ・ 許可業種から届出業種になるなどの事業者の属性の変動が生じる。
- また、第3次施行日(令和3年6月1日)の時点で、従来の許可期間がまだ残っているという場合もある。
- 今般の制度改正では、**事業者の事業継続に配慮し**、政令に経過措置(※)を設けており、事業者の業種等に応じて、**一定期間、新規許可の申請を猶予する**などの措置をとっている。

※ 法令の制定・改廃に際して設けられる激変緩和措置
- ただし、営業許可の猶予期間であっても、**HACCPに沿った衛生管理は猶予されず、第3次施行日より本格施行される**ことに御留意いただきたい。

# 法施行前から行われている営業に係る経過措置

令和3年6月1日より前に営んでいる営業の内容

## 【業種区分が存続】(注)他業種を吸収するものを含む。

- ・飲食店営業
- ・菓子製造業
- ・乳処理業
- ・食肉販売業(※)
- ・魚介類販売業(※)
- ・清涼飲料水製造業
- ・麺類製造業
- ・そうざい製造業 …等

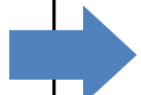
※ 容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合を除く。



類型1

## 【業種区分が変更】

- ・喫茶店営業
- ・乳酸菌飲料製造業
- ・魚肉練り製品製造業
- ・冷凍又は冷蔵業(冷凍食品の製造)
- ・マーガリン又はショートニング製造業
- ・みそ製造業
- ・しょうゆ製造業
- ・ソース類製造業(密封包装された低酸性食品の製造) …等



類型2

## 【同一施設で2種類の営業を行う場合の措置】

- ・食用油脂製造業＋マーガリン又はショートニング製造業(同一施設で営業し、かつ許可期限が不揃いな場合)
- ・みそ製造業＋醤油製造業(同一施設で営業し、かつ許可期限が不揃いな場合)



類型3

## 【政令許可業種として新設】

- ・あじの開きや明太子などの製造(改正後の水産製品製造業)
- ・液卵の製造(改正後の液卵製造業)
- ・漬物の製造(改正後の漬物製造業)
- ・食品を小分けする営業(改正後の食品の小分け業)



類型4

## 【政令許可業種から届出業種へ移行】

- ・乳類販売業
- ・食品の冷凍又は冷蔵業(食品の冷蔵・冷蔵保管業)
- ・氷雪販売業
- ・食肉販売業(容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合)
- ・魚介類販売業(容器包装に入れられたものの仕入れ・販売のみを行う場合)



類型5

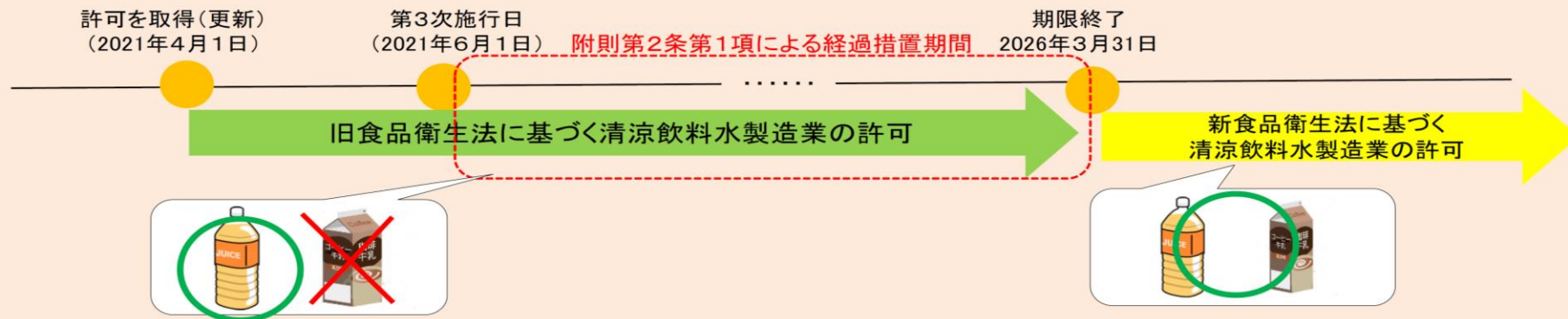
注) 現在、飲食店営業又は喫茶店営業として取り扱われている自動販売機の営業については、一部の機種は届出に移行。届出に移行する機種については事業者団体と調整し、追って示す予定

# 類型1及び類型2に係る経過措置

## 類型1及び類型2(第3次政令附則第2条第1項)

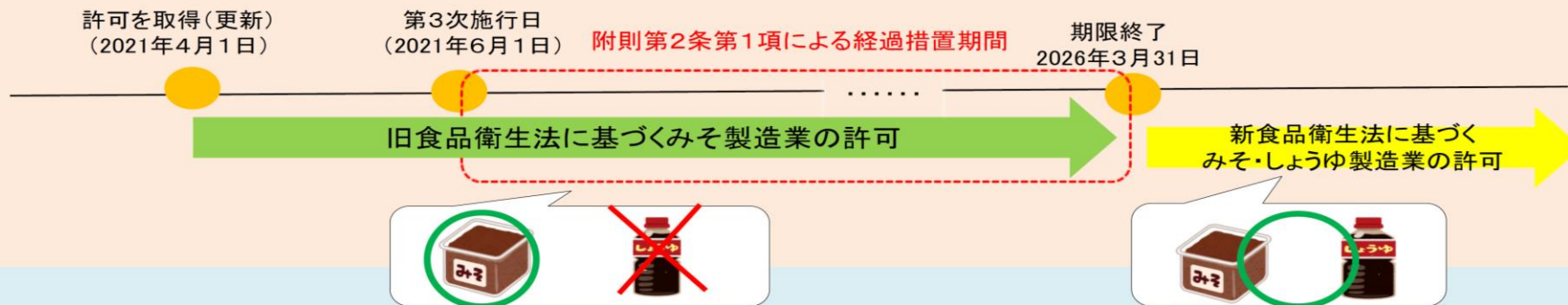
- 類型1及び類型2の営業者は、第3次施行後も、**本来の有効期間の満了まで、新規の許可取得は不要**
- の期間は、**旧施設基準を遵守**
- **経過措置期間において製造可能な食品は、従前の許可の範囲内に限る**。例えば、改正後の清涼飲料水製造業では、乳飲料(生乳不使用に限る。)の製造が可能となるが、**経過措置期間中はあくまでも旧法の許可で認められていた食品の製造しか行えない**。

### 類型1:X県において清涼飲料水製造業の政令許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



注) 新制度で営業の範囲が変更となった業種に該当する事業所は注意が必要。例えば旧制度の乳処理業と清涼飲料製造業の許可を取得して、牛乳と清涼飲料水を製造している施設で、新制度施行後に旧制度の清涼飲料製造業のみの許可期限が到来した場合には、新制度の乳処理業(清涼飲料水の製造が可能)の取得が必要。

### 類型2:X県においてみそ製造業の政令許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



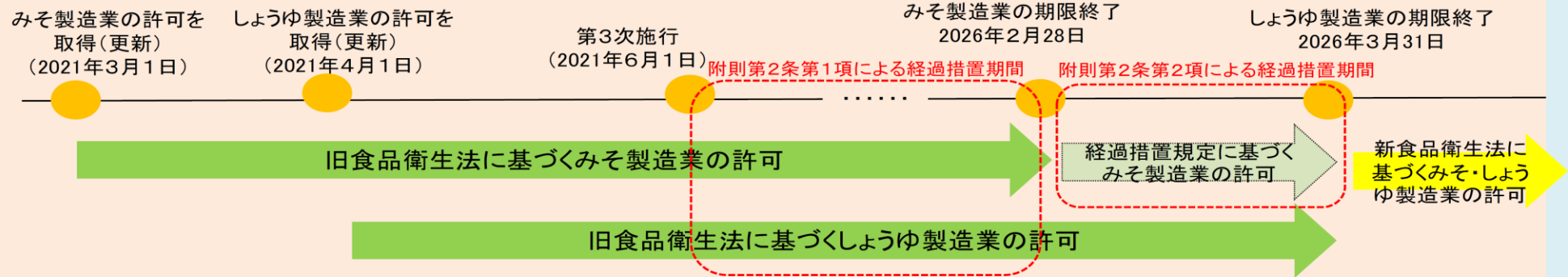


# 類型3に係る経過措置

## 類型3(第3次政令附則第2条第2項)

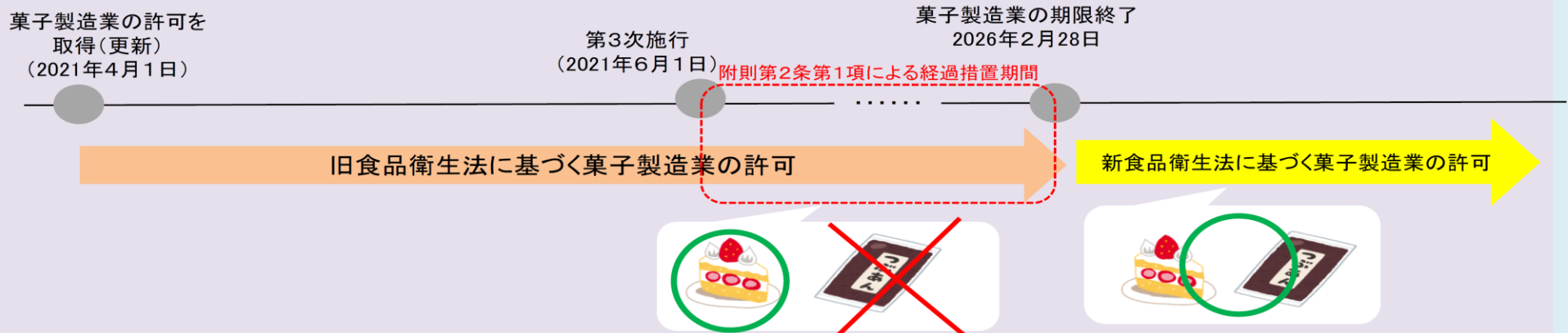
- **みそ製造業としょうゆ製造業、食用油脂製造業とマーガリン又はショートニング製造業を、それぞれ同一施設で行っており、かつ有効期限の到来が不揃いな場合の措置**

類型3:X県においてみそ製造業としょうゆ製造業の政令許可(いずれも期限5年)を、それぞれ2021年3月1日と2021年4月1日に取得(更新)した場合



- 旧法における菓子製造業の許可の経過措置期間中にあん類の製造を行うことは不可。あん類の製造を行う場合、新法における菓子製造業への切替えが必要。

(参考)X県において菓子製造業の政令許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



注) 経過措置期間 の期間に新法の菓子製造業への切替えを行っても差し支えない。

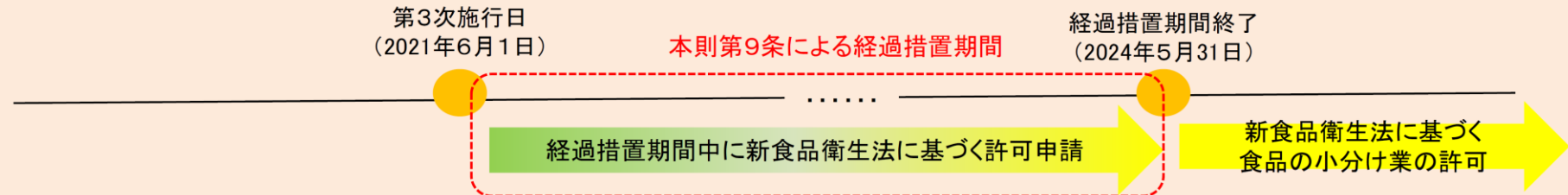
# 類型4に係る経過措置

## 類型4(第3次政令第9条)

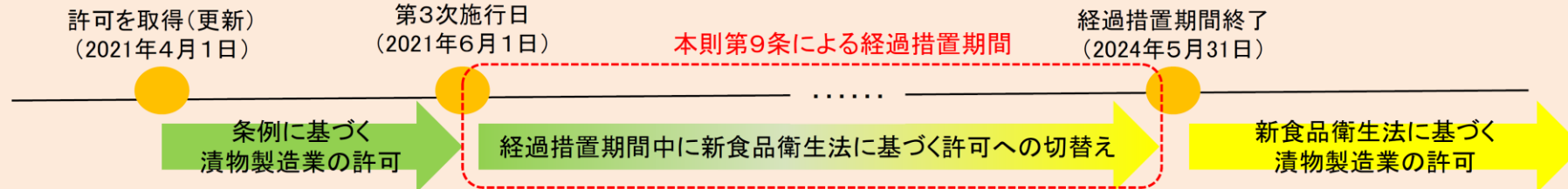
- 今回の改正で新たに政令許可業種に指定される業種(例:食品の小分け業)については、第3次施行の時点で既に営業している者に関しては、営業許可の取得に3年間の猶予期間を設ける。
- これまで条例で自治体独自の許可業種とされており、今回、政令許可業種に移行する営業についても、類型4として取り扱う(下図の例2参照)。

### 類型4

例1:X県において食品の小分け業の許可を取得する場合



例2:X県において漬物製造業の条例許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



# 類型5に係る経過措置

## 類型5(第3次政令第10条)

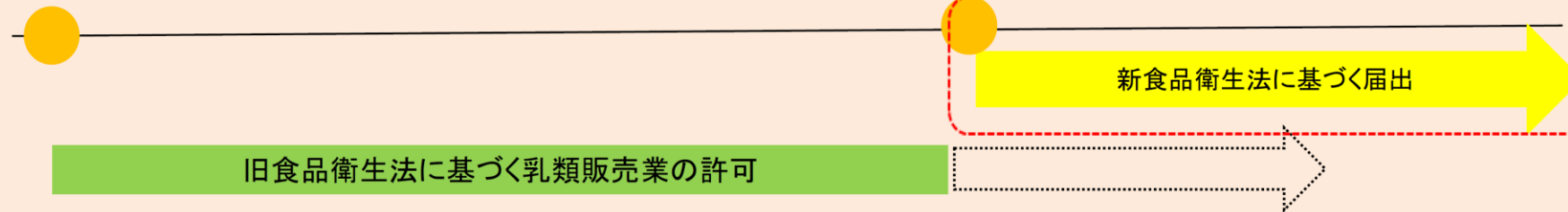
- 政令許可業種のうち今回の改正で**届出業種に変更されるもの**については、**営業届出の手続は不要**。

類型5:X県において乳類販売業の政令許可(期限5年)を2016年10月1日に取得(更新)した場合

許可を取得(更新)  
(2016年10月1日)

第3次施行日  
(2021年6月1日)

本則第10条による経過措置



旧食品衛生法に基づく乳類販売業の許可

新食品衛生法に基づく届出